

## 2. 創造都市政策セミナー

### 2-1. 研修セミナー

令和4年8月3日（水）に、令和4年度 創造都市政策セミナーをオンラインで開催した。

開催日時	令和4（2022）年8月3日（水）14:00～16:00
開催方法	オンライン開催（ZOOMミーティング）
主 催	創造都市ネットワーク日本（CCNJ）
共 催	文化庁
参加人数	61名（参加申込者数）
参加自治体・団体数	42自治体・団体
プログラム	<ul style="list-style-type: none"><li>・創造都市及び創造都市ネットワーク日本（CCNJ）について ／佐々木雅幸氏（文化庁文化創造アナリスト、金沢星稜大学特任教授）</li><li>・自治体における文化芸術推進基本計画の策定に向けて ／令和4年度受託事業者（株式会社地域計画建築研究所）</li><li>・文部科学省・文化庁による関連事業の紹介 ／文部科学省・文化庁</li><li>・質疑応答</li></ul>

#### 【プログラム】

##### 1. 創造都市及び創造都市ネットワーク日本（CCNJ）について

／佐々木雅幸氏（文化庁文化創造アナリスト、金沢星稜大学特任教授）

- ・イギリスやアメリカでの様々な事例を挙げ、創造産業による都市の再生や、「創造階級」が好んで居住する寛容性・雅量のある都市や地域こそ、経済的パフォーマンスが優れていることが示され、20世紀型の産業都市に代わり、そのような創造都市が伸びていることを説明された。
- ・ユネスコは2001年に「文化多様性に関する世界宣言」、2005年には「文化多様性条約」を採択し、UNESCO創造都市ネットワークのプログラムが始まり、現在7分野で世界の295都市が参加、日本も10都市が参加している。イタリアのボローニャでは、職人の仕事をオペラと呼び、「Cooperativa」という協同組合が社会包摂の役割も果たしている。その他、世界的なサークルを輩出したカナダのモントリオールや、公園や広場を芸術文化で再生するスペインのバルセロナ、クリエイティブ・ツーリズムによって街を発展させているアメリカのサンタフェなどの事例を紹介された。
- ・日本の創造都市政策の特徴は、①現代アートの力を利用した都市再生、②他分野と文化政策を連携させた都市全体の創造性の発揮、③行政と産、学、民を巻き込んだ体制であり、金沢市や横浜市などの事業の流れの中で、創造都市ネットワーク日本が生まれ、東アジア文化都市事業が始まったこと、国際展部会や農村部会、国際ネットワーク部会が生まれた背景などを説明された。
- ・これまでの取り組みの成果としては、地域課題克服のために大胆な構想を持ち、行政以外の方々の協力を得て事業計画を立て、国際的全国的な経験交流によって拡大してきていることを挙げ、行政内部の横断的な連携が課題との指摘があった。また、創造社会における文化政策の要点として、①地域独自のコンセプトをつくること、

②伝統と先端の「衝突」を活かした創造の持続性、③行政と多様な主体との対話による事業とすること、④行政内部の横断的事業とアーツカウンシル制度の導入が重要だとまとめられた。

## 2. 自治体における文化芸術推進基本計画の策定に向けて

／江藤慎介氏（令和4年度受託事業者：株式会社地域計画建築研究所）

- ・国の法律や上位計画（文化芸術基本法、文化芸術推進基本計画（第1期））の改正までの経緯や、現在検討されている内容について説明を行った上で、自治体で作成する文化芸術推進基本計画の主な構成を例として示した。
- ・具体的な策定ポイントとしては、①文化の範囲をどのように位置づけるか（地域特有の文化の位置付けや整理方法の変更など）、②課題や方向性をどのように設定するか（文化芸術の本質的価値、経済的価値、社会的価値に係る近年のトピックなど）、③推進に向けた体制（府内横断的な体制の構築や推進主体などとの連携、推進会議の設立など）・評価（ロジックモデル、評価指標のカスタマイズ、評価マネージメントの実施、自治体の独自指標の事例など）・資金（クラウドファンディングや競争的資金の獲得、民間の助成制度の活用など）などについて説明した。
- ・計画策定に向けた全体的なスケジュールについては、1年間で策定する場合のイメージと、市民意識調査の重要性を説明した。また、独自性のある計画にするためのヒントとして、各自治体の計画の特長などについて解説し、まずやってみることで新たな視点が生まれることを示した。

## 3. 文部科学省・文化庁による関連事業のご紹介

／文部科学省・文化庁

### （1）文化芸術創造拠点形成事業 ／文化庁 地域文化創生本部：辻真知子氏

- ・当事業の目的や事業内容を説明する中で、令和4年度から支援対象を総合的な取り組みに変更し補助金上限額を引き上げたこと、専門人材の活用を要件としたが、著名人材だけでなく地域に根付いた人材の育成も含まれることなどを説明された。
- ・事例として滋賀県の例を挙げ、「文化芸術創造拠点」の意味や地域課題を解決する取組の流れなどについて説明され、文化庁のホームページにある事例集を紹介し参考にしてほしいとのお話をあった。

### （2）文化資源活用推進事業 ／文化庁 地域文化創生本部：辻真知子氏

- ・当事業は、上記の文化芸術創造拠点形成事業に観光や産業の視点を取り入れ、経済波及効果が望める事業を対象にしており、実施する事業がどちらに適合したものであるかを判断してほしいとの説明があった。
- ・①②の両事業とも、地域の総合的な取り組みとなるよう、専門家にすべてを任せることではなく、地方公共団体が主体となって事業を実施し、明確な目的意識を持って文化芸術の創造性を活かした地域の活性化に取り組んでほしいとの要望があった。

### （3）東アジア文化都市事業について ／文化庁 文化経済・国際課：山岡美香氏

- ・当事業が始まった経緯や、その目的や事業内容について説明があり、これまでの東アジア文化都市の開催都市や、日本の開催都市における事業数や来場者数を紹介され、その経済波及効果についての話もあった。また、北九州市では、アフターコロナを見据えたオンラインツールを活用した新たな試みなどを行い、多くの人々を巻き込んだ事業を実施したことを紹介された。また、その他の効果としては、事業終

- 了後の行政間・民間レベルの草の根での交流継続や、文化芸術活動の活性化、住民のシビックプライドや中国・韓国への興味関心の向上などを挙げられた。
- ・開催都市については、例年、公募を行っている。事業内容は各都市で比較的自由に計画できるため、既存事業も活用して、都市内の文化振興や国際発信力の強化などに利用してほしいとの要望があった。

#### (4) ユネスコ創造都市ネットワーク事業について

／文部科学省 国際統括官付ユネスコ協力官：新免寛啓氏

- ・当事業は、ユネスコが行っている登録事業のひとつで、創造性を核とした都市間の国際的な連携により、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指すこと、各都市が同ネットワークを活用し、知識・経験の交流、人材育成、プログラム協力などを実施することなどが目的であり、原則2年に1回、ユネスコが公募し、国内選考を経て、その推薦状を添付して自治体がユネスコに申請する流れについて説明された。
- ・加盟自治体から、ユネスコ創造都市に加盟認定されるメリットについて話を聞いたところ、情報発信や連携については、①世界に向けた自治体の取組や魅力の積極発信・共有が容易になった、②国内外の他のユネスコ創造都市との交流や情報交換がしやすくなった、市民意識や自治体内の調整については、①国際組織からの認定はインパクトが大きく、市民の誇り、郷土の良さの再確認に直結している、②行政機関として、ユネスコ創造都市や登録分野という切り口に立脚した取組がしやすくなつた、などの声が多く、文部科学省やユネスコの国内委員会でもウェブサイトで積極的に発信していることを紹介された。
- ・現在、加盟自治体では多数の取組やイベントが実施されているが、これらが地域住民や社会全体の幸せと心の豊かさに結びつくことが、ユネスコの理念であり、ユネスコ創造都市が目指すものだと締めくくられた。

**創造都市とCCNJ**

CCNJ顧問  
文化庁地域文化創生本部文化創造アナリスト  
佐々木雅幸

CHARLES LANDRY  
**CREATIVE CITY**  
A Toolkit for Urban Innovators

創造都市の挑戦  
佐々木雅幸著

CHARLES LANDRY  
**The Rise of the Creative Class**  
An Interview with Richard Florida

**文化芸術創造拠点形成事業**

目的  
地域の実状を踏まえた文化芸術を振興するために、地方公共団体が主体となって「文化芸術創造拠点形成に向けた取組を支援」することにより、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、我が国の文化芸術の発展を形成してきた多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化にも寄与する。【事業開始年度 平成30年度】

事業内容  
地方公共団体が主体となり、文化芸術分野の専門的人材を活用して地域のアーティカル機能の強化等に取り組みながら行う、地域アーティストの活動支援、地域住民との協働、地域の芸・美学校との連携、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術活動の実施等、**文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援**。

補助対象事業者  
地方公共団体（40事業程度）  
補助金上限額  
8,000万円（補助率 1/2）  
補助対象経費  
専門人材による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、文芸費、舞台費、報償費、消耗品費 等

**地域の文化芸術創造拠点の形成  
多様で特色ある文化芸術の振興、地域の活性化**

（参考）(株)日本文化振興事業  
ターミナル型文化施設運営・企画・運営事業  
2018年1月1日～2019年1月31日

（参考）(株)アスカ創造藝術研究会  
施設・プログラム開発・運営事業  
2018年1月1日～2019年1月31日